

ご存じですか?

国民健康保険の

退職者医療制度

長い間勤めた会社や役所などを退職して、次の三つの条件にあてはまる人およびその扶養家族は、老人保健（70歳から）に移るまで、国民健康保険・退職者医療制度の被保険者として、8割給付（被扶養者の外来は7割）を受けることができます。

お医者さんにかかるときの 医療費自己負担割合（表1）

区分		外来	入院
退職者	本人	2割	2割
医療制度	被扶養者	3割	2割
一般の国保		3割	3割

対象となる人

退職者医療制度の対象は、次の条件すべてに該当する人とその被保険者です。

①国民健康保険に加入している人

②老人保健制度の適用を受けていない人。

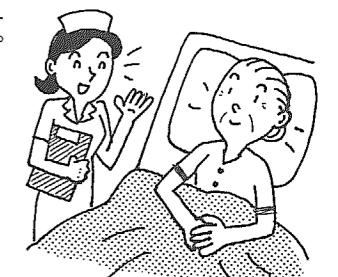
※被扶養者とは、配偶者、三親等内の親族、または配偶者の父母などで、年間の収入が一定額未満であり、退職者本人の収入で生計を維持している人（老人保健制度適用者を除く）。

対象となる年金制度（表2）

1 厚生年金保險
2 船員保險
3 恩給
4 国家公務員等共済組合
5 地方公務員等共済組合
6 私立学校教職員共済組合
7 農林漁業団体職員共済組合
8 旧令による共済組合の特別措置

老人保健制度は同じ

退職者医療制度の被保険者、および被扶養者の保険税は、一般的の被保険者の計算方法と同じ場合も手続きが必要になります。退職者医療制度に該当すると思われる方は、町民生活課国民健康保険係までお尋ねください。



70歳になつたら 老人保健制度が適用されます。

70歳以上になると（寝たきり等の人は65歳から）、どなたも「老人保健制度」が適用され、定額もしくは定率の負担金だけで診療を受けることができます。これは、国民健康保険被保険者だけでなく、被用者保険の被保険者、および被扶養者すべてが適用される制度です。

70歳を迎える

老人保健制度が適用されるのは、70歳を迎える誕生日の翌月からになります。ただし、誕生日が1日の人は、その月から適応月から適用されます。内を差し上げます。始される前月中に、手続きの案内を差し上げます。

受給者証と 健康手帳を提示

該当される方には、適用が開始された場合は、広報等でお知らせします。

今後、老人保健制度に変更があります。内を差し上げます。始される前月中に、手続きの案内を差し上げます。

老人保健制度の該当者には、「医療受給者証」と「健康手帳」が交付されます。医療機関に受診する際は、保険証とあわせて医療受給者証と健康手帳も窓口に提示してください。

補助金の交付を受けようとする方は、交付申請書を町民生活課に提出してください。

町内内容を審査し、決定・却下通知書を申請者に送付します。

補助金の交付を受けた方は、次に掲げる書類を添付して、実績報告書を町民生活課に提出してください。

▼補助金交付の手続き

チャイルドシート購入価格の2分の1（100円未満の端数は、切り捨てた額）とし、1万円を限度とします。

▼補助額

チャイルドシート購入価格の2分の1（100円未満の端数は、切り捨てた額）とし、1万円を限度とします。

▼補助金交付の手続き